

# 公財) 金融情報システムセンターでの 研究意義と問題点について

— 教員養成の視点から —

## Research significance and problems of The Center for Financial Industry Information Systems (FISC)

— From the point of view training course for teachers —

市川 千尋\*

Chihiro Ichikawa\*

### 目 次

- 1 はじめに
  - 2 FISC について
    - 2.1 FISC とは
    - 2.2 要員構成
    - 2.3 過去の出向者状況
  - 3 FISC での作業実績
    - 3.1 3年間の作業概要
    - 3.2 FISC 出向に伴い収集可能な情報について
    - 3.3 FISC 担当者の守秘義務
  - 4 報告の実施
    - 4.1 日本ユニシスの報告スキーム
    - 4.2 社内展開の実施
  - 5 高等学校教員養成における FISC 研究活動の意義と課題
    - 5.1 より専門化する「現代社会」、金融情報システムが活用される「経済」
    - 5.2 FISC 派遣の意義と課題
  - 6 おわりに
- 参考文献

## 1 はじめに

平成22年4月1日より平成25年3月末まで、公益財団法人 金融情報システムセンター (FISC : The Center for Financial Industry Information Systems 以下 FISC と称する) へ出向し、3年間監査安全部主任研究員として研究活動に従事した。FISC では消費者金融等も含む各金融機関や IT ベンダー、金融関連業界団体より出向者が参集し、金融関連業界の質的向上に向け日夜さまざまな研究活動を行っている。

本論文では、あまり明らかにされていない FISC における主任研究員としての3年間の活動内容と、当時母体である日本ユニシスへの報告・問題点について、記述の許される範囲で記すとともに、大学博士課程にも匹敵する FISC における研究活動が、今後の高等学校教員養成に如何に有意義であるかを考察し、あわせてその課題を明らかにしてみたい。

---

\*日本経済大学経済学部経営法学科

## 2 FISC について

### 2.1 FISC とは

FISC は昭和59年11月に、当時の大蔵大臣の許可を得て、財団法人として設立された。当時の出捐（寄付）者は、金融機関、保険会社、証券会社、コンピュータメーカー、情報処理会社等、多岐に渡っている。

そして、平成23年4月に、内閣総理大臣の認定を受け、公益財団法人に移行した。FISC の活動の基本となるのは、金融情報システムに関連する諸問題（技術、利活用、管理態勢、脅威と防衛策等）の国内外における現状、課題、将来への発展性とそのための方策等についての調査研究である。調査研究活動は、会員企業からの派遣者を中心とするスタッフによって支えられており、内容の充実を図るため、国内外の金融機関、メーカー、決済機関、研究機関、学者、専門家等と頻繁に交流している。

調査研究から得られた知見は、整理・分析・評価のプロセスを経て、『金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準』を始めとする各種ガイドライン等や、調査レポートとして結実し、各種刊行物やセミナーを通じて社会に還元されている。現在の FISC 概要については以下の通りである。（〔図表1〕）

〔図表1〕 FISC の概要

名 称	公益財団法人 金融情報システムセンター（FISC：The Center for Financial Industry Information Systems）
設 立	昭和59年11月20日
出捐金・基本財産	出捐金 1,725百万円 基本財産 1,640百万円
会 員	640機関（平成28年3月31日現在）
役職員	名誉理事長 貝塚 啓明 理 事 長 渡辺 達郎 評 議 員 18名 理 事 18名（うち常勤2名） 監 事 2名 職 員 39名 （以上、平成28年3月31日現在）
組織図	

（出所）FISC ホームページ

## 2.2 要員構成

FISC の要員構成は次のようになっている。([図表 2])

[図表 2] FISC の要員構成

監査安全部			調査部		
役職	氏名	出向元母体	役職	氏名	出向元母体
部長	A	NTT データ	部長	S	日本銀行
総括	B	損害保険ジャパン	総括	T	広島銀行
総括	C	三井住友銀行	主任研究員	U	沖電気工業
主任研究員	市川 千尋	日本ユニシス	主任研究員	V	NTT コミュニケーションズ
主任研究員	D	CSK システムズ	主任研究員	W	日立製作所
主任研究員	E	日本アイ・ピー・エム	主任研究員	X	常陽銀行
主任研究員	F	NTT データ	主任研究員	Y	静岡銀行
主任研究員	G	住友信託銀行	主任研究員	Z	三井住友海上火災保険
主任研究員	H	富士通	主任研究員	a	富士通
主任研究員	I	アコム	研究員	b	総合警備保障
主任研究員	J	日本電気	研究員	c	りそな銀行
研究員	K	日本証券業協会	研究員	d	農林中央金庫
研究員	L	信金中央金庫	研究員	e	ニッセイ情報テクノロジー
研究員	M	新日鉄ソリューションズ	研究員	f	第二地方銀行協会
研究員	N	明治安田生命保険			
研究員	O	川崎信用金庫			

  

理事長	貝塚 啓明	東大名誉教授
常務理事	沼波 正	元日本銀行
部長	P	三菱東京 UFJ 銀行
課長	Q	西日本シティ銀行
主任研究員	R	みずほ信託銀行

  

出向職員の構成
都銀 3 信託 2 地銀 4 第二地銀 (協会を含む) 1 信金 1 証券 1 生保 2 損保 2 日銀 1 信金中金 1 農林中金 1 メーカー 7 通信・情報 3 その他 4 合計 33

(出所) 独自にて作成

この要員構成は平成24年9月現在であるが、各組織からの出向は原則2年の出向期間である。平成22年筆者着任当時、着任者は原則「監査安全部」または「調査部」に配属され、上位の指示に基づき各専門分野の担当として従事することになった。

## 2.3 過去の出向者状況

当時、出向母体であった日本ユニシスにおける過去の FISC 出向状況は以下のようになっていた。([図表 3])

〔図表3〕 日本ユニシスのFISC出向者状況

期	FISC 着任日	FISC 離任日	所属・役職	在任期間
1	1991/02/04	1994/03/31	監査部 上席調査役	3.15
2	1994/10/01	1996/10/31	調査企画部 調査企画第一課 上席調査役	2.08
3	1996/11/01	1998/09/30	調査企画部 調査企画第一課 上席調査役	1.91
4	1998/10/01	2001/09/30	調査企画部 調査企画第一課 研究員	3.00
5	2001/10/01	2003/09/30	調査部 第Ⅲユニット研究員	2.00
6	2003/10/01	2006/03/31	監査安全部 研究員	2.50
7	2006/04/01	2008/03/31	監査安全部 主任研究員	2.00
8	2008/04/01	2010/03/31	監査安全部 主任研究員	2.00
9	2010/04/01	2013/03/31	監査安全部 主任研究員	3.00

(出所) 独自にて作成

これを見ると、日本ユニシスからは過去から継続的に出向者を輩出し、実績を築いている事が見て取れる。出向者の在任期間は平均2.4ヶ年で、2003年からは調査部への配属から主に監査安全部の配属となっている。

### 3 FISC での作業実績

#### 3.1 3年間の作業概要

FISC での作業について、筆者は監査安全部の所属であることから、主に FISC より発表している各基準の策定、改訂作業と調査研究活動が主なタスクとなった。調査研究活動の中には、各金融機関等への講演活動も含まれている。

講演活動には、金融機関からの依頼により各金融機関の本店等で FISC が発刊している基準や手引書等の詳細な説明を行ったもの、また、金融機関で増加しているさまざまなリスク等（サイバー犯罪、事故事例等）について啓蒙的な内容で講演を行ったもの、あるいはシステム監査関連業界の研究会にて、FISC で発刊しているシステム監査指針の内容を説明した活動が含まれる。各講演では終了後のアンケート等分析調査は行っていないが、質問や講演後の問い合わせが多数あり、周期的な講演を依頼されるなど関心の高さが伺われ、ほぼ毎月何らかの講演活動を継続し実施していた状況である。

（〔図表4〕）

〔図表4〕 FISC における3年間の活動概要

I 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」、「コンティンジェンシープラン策定の手引書」改訂に関する調査と改訂作業、普及活動	
1) 「安全対策基準改訂に関する検討部会」: 改訂検討	<p>①平成22年4月～平成23年3月 「安全対策基準解説書(第8版)」にて、災害(地震)調査研究動向の見地から【設1】、【運27】、【運29】、【運34】、【技25】執筆を担当。</p> <p>②平成22年5月12日～平成22年12月8日(計21回開催、うち検討部会6回、検討分科会15回において6回報告実施)「災害(地震)調査研究動向」の調査及び報告を担当、「金融庁監督指針」と安全対策基準とのギャップ分析及び報告を担当、「システム開発品質向上」の調査及び報告を担当</p> <p>③平成23年6月15日～平成24年3月21日 「外部委託管理(オフショア開発)」の調査及び報告を担当、「ISO(情報セキュリティ関連)の動向」の調査及び報告を担当、「デジタルフォレンジック」の調査及び報告を担当</p> <p>④平成24年5月16日～平成25年1月16日 「安全対策基準解説書(第8版追補)」にて、「関連ガイドラインの最新動向」の調査を担当、「システム障害時のリスク管理態勢」の調査を担当</p>
2) 「コンティンジェンシープラン検討部会」: 改訂検討	①平成24年10月25日～平成25年1月17日 「コンティンジェンシープラン策定の手引書(第3版追補2)」にて、「第3編」プロセス、「第4編」考慮事項の執筆を担当
II 「金融機関等のシステム監査指針」ヒアリング実施～報告書執筆	
1) 金融機関へのヒアリング実施: 合計27社	平成23年7月6日～8日: 大阪方面(6社訪問)、平成23年8月3日～5日: 名古屋方面(3社訪問)、平成23年8月9日～12日: 九州方面(6社訪問)、平成23年9月8日～9日: 四国方面(2社訪問)、平成23年11月9日～15日: 東北・北海道方面(4社訪問)、その他: 東京近郊(6社訪問)
2) ヒアリングのフィードバック・学識経験者への訪問	平成24年5月9日～11日: 九州方面(2社訪問)、平成24年5月30日～6月1日: 四国方面(2社訪問)、平成24年6月25日～27日: 東北方面(3社訪問)、平成24年7月2日: 日本大学H教授
3) 報告書の執筆	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融情報システム 平成24年春号 No.320: 「『金融機関等のシステム監査指針』(第3版)改訂に向けてー平成23年度 金融機関ヒアリング調査結果についてー」</li> <li>金融情報システム 平成25年冬号 No.325: 「システム監査を巡る最近の動向について」</li> </ul>
III 金融情報システムにかかる安全対策全般に関する調査・研究(機関誌への執筆)	
1) 金融情報システム 平成23年春号 No.315 「米国とEUにおけるGRCの現状と国内の動向について」	
IV 金融庁との合同研究への参画(機関誌への執筆)	
1) 金融機関における携帯型電子機器の活用に関する研究会	・金融情報システム 平成23年冬号 No.313 「携帯型電子機器の高度化と金融機関業務における活用動向」
V システム監査普及連絡協議会関西部会(第3部会)の企画・運営	
〈平成22年度〉	5月: リスクベースアプローチに基づいた金融犯罪対策を実現するためのソフトウェア、7月: 統計データでみる企業システムのセキュリティの実態、9月: 内部監査におけるCAAT(コンピュータ支援監査技法)の活用、11月: GRCとITの利用及び統制
〈平成23年度〉	1月: 平成22年度コンピュータシステムの安全対策実施状況調査結果について、3月: 東日本大震災の影響により開催中止、5月: 特権ID管理における課題と対策、7月: 信用金庫営業店における個人情報保護の実務・システム監査指針改訂に向けたヒアリング実施について、9月: 情報システムの脆弱性、11月: システム監査指針ヒアリング中間報告、1月: 情報システムのリスクアセスメント、3月: 重要性を増すコンピュータフォレンジック技術

〔図表4〕 つ づ き

	(平成24年度)	5月：当行のBCP監査、7月：業務継続訓練の有効性について、9月：東日本大震災を踏まえた業務継続態勢整備の方向性、11月：サイバー犯罪の現状と対策・クラウドサービスの利用と外部委託管理、1月：電子政府推奨暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）の民間活用・IFRS 金融商品会計の動向と情報システム対応
VI	セミナー等による安全対策基準・システム監査指針の普及・啓蒙活動	
	1) 各種セミナーの講師	平成22年6月：下関、平成22年11月：大阪、平成23年3月：岡山、平成23年3月：札幌、平成24年6月：広島、平成25年3月：福岡
	2) 訪問サービスの講師	平成22年7月：東日本電信電話株式会社、平成22年10月：愛知県信用金庫協会、平成23年4月：日本ユニシス株式会社、平成23年7月：日本電気株式会社、平成24年6月：日本ユニシス株式会社、平成24年7月：日本ユニシス株式会社、平成24年9月：東京東信用金庫
	3) 講演会の講師	平成23年9月：日本システム監査人協会近畿支部（大阪）、平成24年7月：日本システム監査人協会近畿支部（大阪）
VII	システム監査セミナーの企画・運営	
	1) 実務者コース	平成23年6月22日～24日、平成23年12月7日～9日、平成24年7月4日～6日
	2) アドバンスコース	平成23年9月15日～16日、平成24年2月16日～17日、平成24年9月13日～14日
VIII	金融情報システム白書の執筆	
	平成22年7月	平成23年度版「第2編第3章安全対策：第I節～第III節」の執筆
	平成23年7月	平成24年度版「第2編第5章標準化と金融業務：第I節～第IV節」の執筆
	平成24年7月	平成25年度版「第2編第4章システム監査：第I節～第V節」の執筆

(出所) 独自にて作成

一部補足すると、今般在任期間の3年間において、「安全対策基準」<sup>(1)</sup>は第8版、第8版追補、「コンティンジェンシープラン策定のための手引書」<sup>(2)</sup>は第3版追補2を発刊したため、改訂委員会が頻繁に開催された。また、「システム監査指針」<sup>(3)</sup>は近々追補版を発刊するべく広く金融機関等にヒアリング調査を行っている。加えて「金融情報システム白書」<sup>(4)</sup>を毎年発刊しており、担当者毎に割り振られた分野に関し、毎年夏を目途に執筆するスケジュールとなっている。

### 3.2 FISC 出向に伴い収集可能な情報について

FISC で得られる主な情報について、具体的かつ詳細な内容は開示できないが、主に①FISC 基準の改訂状況、②金融庁、日銀、金融機関等の動向、③金融業界における技術動向、④金融業界における新たなリスクと対応状況、⑤システム関連の障害、事故事例、⑥サイバーテロ等の動向等がある。いずれの情報も FISC の別部門である調査部からもたらされたり、参加した会議体等を通じ研究成果を入手する。また、金融機関等へヒアリング調査に行った際、思わず調査先から得られる情報もある。

情報入手の一例を挙げると、平成24年7月、金融庁では一部メガバンクの大規模システム障害や東日本大震災の影響を受け「監督指針」<sup>(5)</sup>、「検査マニュアル」<sup>(6)</sup>を改正したが、改正に先立ち、あらかじめ

(1) 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」：FISC 最新版は第8版追補（平成25年3月）  
 (2) 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」：FISC 最新版は第3版追補2（平成25年3月）  
 (3) 「金融機関等のシステム監査指針」：FISC 最新版は第3版（平成19年3月）  
 (4) 「金融情報システム白書」：FISC 編 財経詳報社 最新版は平成25年度版（平成24年12月）



結論から言うと、折角 FISC 出向者が母体である日本ユニシスに報告しても、その重要な情報が社内に活用されず、今後の経営戦略に生かし切っていない状況が見て取れる。これらの課題を他山の石とすることなく、与えられた機会を組織としてどのように有効活用するか考える一助と致したい。

#### ①金融部門担当役員

FISC 評議委員<sup>(7)</sup>を兼務し、「出向者報告会」において、上位者の立場で FISC の向かっている方向性等を解説頂くとともに、日本ユニシス金融顧客のニーズや今後重要となる情報等について共有した。ただ、担当役員の FISC への関心度により大きくこの報告スキームが影響を受けており、平成27年以降、全く FISC に関心の無い役員により運営されている。

#### ②金融事業部門 FISC 担当室長

FISC 安全対策基準専門委員<sup>(8)</sup>を兼務し、専門委員職以外にも FISC 総務部と日本ユニシスの調整、FISC 評議会<sup>(9)</sup>の準備、FISC 出向者の人事対応・社内情報の提供等を実施。平成24年度は、膨大な FISC 安全対策基準、コンティンジェンシープラン策定手引書等改訂版出版の最終判断もタスクに入っていた。兼務でもあったため、対応はほとんど FISC 担当者へ一任され、形式的に承認される状況であった。

#### ③FISC 窓口（金融部門担当者）

FISC 安全対策基準改訂検討委員<sup>(9)</sup>を兼務し、FISC 出向者と連絡を密にし、基準改訂に際し FISC より提供される最新情報や監督官庁の動向等も出向者と同じ視点で共有できるという事であったが、実際は FISC 担当者に処理丸投げとなり、ユニシス社内の問い合わせメールを直接 FISC 担当者に転送するような状況であった。

#### ④金融部門 FISC 担当室

FISC 窓口の指示により、説明会の企画、参加者の募集、説明会会場の事前確保や機材の調達、準備は部門の若手職員の仕事であった。意思疎通が図れない中で彼らも対応に苦慮した経験が多い。

## 4.2 社内展開の実施

日本ユニシス内での社内展開である「出向者報告会」、「社内説明会」については、

### ①「出向者報告会」

メンバー：金融部門担当役員、金融部門 FISC 担当室長、オブザーバ、FISC 出向者

実績：平成22年4月1日から平成25年3月末まで計8回開催

出向者は FISC で認められている月1回の母体報告日と本報告会の参加メンバーの日程を予め調整し、報告会の資料として「出向者報告会資料」を作成した。なお、「出向者報告会資料」は A3 版で2枚以内を目安とし、FISC 内の行事や監督官庁の動向等を中心に報告を行った。

(7) 「評議委員」：FISC の経営上の選択は、「評議委員」の参加する「評議会」の決定をもってなされる。現在 18 名。[図表 1] 参照。

(8) 「安全対策基準専門委員」：「安全対策基準専門委員会」を通じ、各基準の事務局が提示した FISC 基準の発刊を承諾する権限を持つ

(9) 「安全対策基準改訂検討委員」：「安全対策基準改訂に関する検討部会委員」のこと。安全対策基準改訂に際し、FISC 事務局が提示した改訂案を審議し、改訂内容を決定する。

なお、平成27年以降、FISC に全く関心の無い役員が担当しており、以後報告会は中止となっている。

## ②「説明会」

対象先：日本ユニシス事業部門、日本ユニシスグループ顧客、他

実績：約5回の説明会を実施

出向者は社内からの要望に従い、社内・社外の説明会を実施した。

## 5 高等学校教員養成における FISC 研究活動の意義と課題

### 5.1 より専門化する「現代社会」、金融情報システムが活用される「経済」

高等学校学習指導要領「現代社会」では

「情報化社会における情報の活用や情報にかかわる諸問題を考察させることを通じて、幸福、正義、公正などの社会の在り方を考察する基盤を理解させる」

と記載されており、指導教員は情報の活用や情報にかかわる諸問題の知識なくしては、高等学校教育に大きな支障をきたす状況となっている。

現に学生の間で普及しているスマートフォン等携帯端末・アプリケーション類、それを取り巻く複雑な課金システムや犯罪などを熟知していないと、学生の指導も難しい現状があると言えよう。

また、同じく高等学校指導要領「政治・経済」においても

「金融市場の信用性が著しく損なわれると、大規模な信用収縮が起き、資金の流れが滞ってしまい、経済活動に大きな影響を与えることに気付かせる必要がある」

とある。近年増加している金融機関の大規模システム障害、サイバー犯罪や東日本大震災をはじめとする金融機関への影響等も正しく理解し、学生に伝えていく非常に重く重要なスキルが教員養成課程には求められているのである。

### 5.2 FISC 派遣の意義と課題

前節の近年の状況に鑑み、高等学校教員養成に従事する教員が FISC 研究員として活動（派遣または出向による）する意義について記してみたい。

その前提として、

- ①FISC および監督官庁（内閣府）の理解が得られていなければならない。また、人事および派遣のスキームが解決していなければならないこと。
- ②FISC の状況および金融機関の出向形態について予め良く理解しておかなければならないこと。
- ③金融業界の前提知識が必要なこと。 等が考えられる。

特に①について、元来出捐金の規模等に応じ、金融機関等からの出向者を受け入れてきた状況から、単に研究者として教育分野から要員を受け入れる事について抵抗も考えられる。しかし近年においては、FISC 側でも顧客指導の見地から教育機関との連携を模索する状況<sup>(4)</sup>となっており、研究者受け入れも期待できる状況となっている。

次に、FISCで研究員として活動する利点としては

- ①金融業界を中心に、最新の情報が得られること。特にFINTEC<sup>(11)</sup>やクラウド<sup>(12)</sup>関連の技術については、他に追従を許さない程多彩な技術情報、サービスの内容等に触れることができるため、高等学校教員を要請する前提条件としてのIT関連知識を満たすことができること。
- ②各種基準・手順書の制定に携わることができること。各基準の策定、改訂においてはそれぞれ「有識者検討会」、「検討部会委員会」等の開催が必須であり、その資料準備をする中で自ずと検討テーマのエキスパートになることが可能である。また、委員会の討議に参加することにより、金融業界の中ではどのような問題が発生し、どのように対応しようとしているのかが浮き彫りとなるので、貴重な経験を得ることが可能となる。
- ③金融庁、日銀等の動きを知ることができること。前述の各種基準・手順書の策定・改訂委員会では、金融庁の担当官がオブザーバとして参加し、日銀の担当者も委員として参加している。いわばアベノミクスを支える経済活動の担い手と共に（対等の関係で）活動ができるものであり、このような状況は他の組織体との研究活動では生じることはない。
- ④海外の金融機関状況や最新のサイバー犯罪事例を得ることができる。海外の主要金融関連カンファレンスについては常時要員を派遣し、定点監視を行っているため、今後起こる可能性がある犯罪事例を含め情報を得ることができる。

このように、FISCの研究員として参加することの意義は枚挙に暇まない。通常、FISC研究員の在任期間は2年～3年であり、現職務への影響も微細であると考えられる。

逆に、課題を考えてみると

- ①報告の実施について、日本ユニシスでの報告例について参照したが、その報告は組織として「実効的」であったとは言い難い状況であった。これらの失敗例を参考にしながら、より効果的な報告又は公表の仕方を考える必要が生じる。
- ②前提条件にも記したが、活動のスキームを考える必要があり、そのためには金融業界に対する「活動成果」を目に見える形で示す必要が生じる。
- ③教員養成と銀行顧客への啓蒙活動を結びつける必然的な関連を示す必要がある。等が考えられる。

特に、研究成果の公表について、FISC守秘義務との絡みで具体的な金融機関名等を出して公表することはできない状況である。具体的に言えば犯罪事例・事故事例（特にシステム障害等）は、当該金融機関の協力の下、発生スキームを解明し今後の対策に生かすような実態調査が不可欠である。それらの協力をどのように得るか、どのように公表し教育に生かすかを協議する必要がある。

(10) FISCでは、近年ホームページ (<https://www.fisc.or.jp/>) 等で教育機関（学校教育法第1条に定める大学（短期大学・大学院を含む）の学生、及び教職員に対しセミナーの優遇や基準・書籍購入の優待措置を初めており、教育機関等への提携を模索している状況が見て取れる

(11) Financial technology のこと、近年ITを活用した新たな金融サービス開発の動きが加速している。特にBigDataを利用した技術開発などが全世界の規模で加速している状況である

(12) cloud computing のこと、ネットワーク資源を利用したサービスで、技術、セキュリティや法律面で解決すべき問題は数多いが、コストが安くなることから各業界で導入が進んでいる

## 6 おわりに

まず出向に際し、貴重な経験をさせて頂いた事に対し、前職の日本ユニシス社に感謝したい。

今般は FISC という組織の研究内容や課題、そして高等学校教員養成の見地でいかに有効な面が多いか、そして研究実現のための課題等を紹介した。ただ、論文の中でも記述したように、日本ユニシス社は FISC 出捐企業であるにもかかわらず、組織が出向に際し実効性のない報告スキームを運用していたり、還流してくる様々な情報を評価できず、担当者任せになっている状況があり非常に残念であった面もある。

次稿では、高等学校教員養成に資するため、「実効的」な FISC での研究成果公表について及び高等学校教員養成と銀行顧客教育の視点でもう少し論を深め、さまざまな統計資料を参照にして論じたいと考える。

### 参考文献

- 1) FISC ホームページ <https://www.fisc.or.jp/>
- 2) 金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 FISC
- 3) 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書 FISC
- 4) 金融機関等のシステム監査指針 FISC
- 5) 金融情報システム白書 FISC 編 財経詳報社
- 6) 主要行(中小・地域金融機関)向けの総合的な監督指針 金融庁
- 7) 預金等受入金融機関に係る検査マニュアル 金融庁